

## 船舶事故調査報告書

平成22年9月30日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲 也

委員 根本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成21年11月15日（日） 09時47分ごろ
発生場所	高知県宿毛市姫島南方沖 土佐沖ノ島灯台から真方位300° 3.4海里付近（概位 北緯32°44.0′ 東経132°29.2′）
事故調査の経過	平成21年11月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	ダイビング船 シーホース、11トン 282-20246高知、個人所有 13.80m(Lr)×3.73m×1.50m、FRP ディーゼル機関、285kW、平成20年4月
乗組員等に関する情報	船長 男性 41歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成9年7月28日 免許証交付日 平成18年11月28日 (平成24年7月27日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、インストラクター2人及びダイビング客9人を乗せて高知県宿毛市姫島南方約200m沖のダイビングポイントに到着し、器材を装着した11人全員がエントリー（ダイバーが海中に飛び込むこと。）して、ダイビングを開始した。 船長は、ダイビング客の1人（女性、以下「ダイバーA」という。）が浮上したので、ダイバーAが船尾のトランサムステップに架けたはしごから船尾甲板に上がるのを手助けした。 ダイバーAは、船尾甲板で器材を外しているときに、船尾方からの大声を聞いて船長が落水したのを知った。 落水した船長は、沖に流されていた本船に泳ぎ着くことができず、姫島の南方にいた知人の遊漁船（以下「遊漁船A」という。）の方に向かって泳ぎ始めた。ダイバーAは携帯電話で、平成21年11月15日09時47分ごろ、110番通報したのち、再び船尾方を見たときには、船長の姿が見当たらなかった。 また、ダイビング中の10人は、付近にいた遊漁船Aに収容された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 4、視界 良好

	海象：不明								
その他の事項	<p>本船の船尾端にあるトランサムステップは、長さ約3 m、幅約80 cm、海面上からの高さが約32 cmで、滑り止めが施されており、はしごが2本設置され、ダイビング客の収容時に使われていた。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>行方不明となった船長は、後日、死亡認定され、除籍された。</p>								
分析	<table border="0"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>本船は、姫島南方沖において漂流中、船長がトランサムステップ付近から落水したものと考えられるが、落水した状況については明らかにすることができなかった。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	不明	船体・機関等の関与	不明	気象・海象の関与	不明	判明した事項の解析	<p>本船は、姫島南方沖において漂流中、船長がトランサムステップ付近から落水したものと考えられるが、落水した状況については明らかにすることができなかった。</p>
乗組員等の関与	不明								
船体・機関等の関与	不明								
気象・海象の関与	不明								
判明した事項の解析	<p>本船は、姫島南方沖において漂流中、船長がトランサムステップ付近から落水したものと考えられるが、落水した状況については明らかにすることができなかった。</p>								
原因	<p>本事故は、本船が姫島南方沖において漂流中、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>								